

京都市火災予防規程

平成 8 年 2 月 7 日

京都市消防局訓令甲第 2 号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

京都市火災予防規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 予防

第 1 節 査察（第 5 条～第 1 6 条）

第 2 節 違反処理（第 1 7 条～第 1 9 条）

第 3 節 防火管理（第 2 0 条～第 3 6 条）

第 4 節 自衛消防組織（第 3 7 条）

第 4 節の 2 防災管理（第 3 8 条～第 3 8 条の 3）

第 4 節の 3 表示（第 3 8 条の 4～第 3 8 条の 1 1）

第 4 節の 4 違反の公表（第 3 8 条の 1 2）

第 5 節 劇場等における喫煙等禁止場所の指定等（第 3 9 条・第 4 0 条）

第 6 節 火災予防の啓発（第 4 1 条～第 4 4 条の 2）

第 3 章 文化財（第 4 5 条～第 5 4 条）

第 3 章の 2 指定催しに係る防火管理等（第 5 4 条の 2～第 5 4 条の 4）

第 4 章 建築

第 1 節 削除

第 2 節 申請書等の処理（第 5 7 条～第 6 4 条）

第 3 節 意見の処理（第 6 5 条～第 6 9 条）

第 4 節 建築物の防火指導等（第 7 0 条・第 7 1 条）

第 5 節 防災（第 7 2 条～第 7 8 条）

第 6 節 都市防災（第 7 9 条）

第 5 章 消防用設備等又は特殊消防用設備等

第 1 節 設置計画書等（第 8 0 条～第 8 8 条）

第 2 節 検査及び点検報告（第 8 9 条～第 9 4 条）

第 3 節 不適正事案等（第 9 5 条～第 9 7 条）

第 6 章 危険物及び液化石油ガス

第 1 節 少量危険物等（第 9 8 条～第 1 0 2 条）

第 2 節 液化石油ガス（第 1 0 3 条～第 1 0 6 条）

第 7 章 雑則（第 1 0 7 条～第 1 1 5 条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、火災の予防並びに火薬類及び高压ガスによる災害の予防について必要な事項を定め、予防業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 法令 この訓令の対象となる、次に掲げる法令をいう。

ア 消防法令 消防法（以下「法」という。）若しくはこれに基づく命令又は京都市火災予防条例（以下「条例」という。）をいう。

イ 火取法令 火薬類取締法（以下「火取法」という。）又はこれに基づく命令をいう。

ウ 高压法令 高压ガス保安法（以下「高压法」という。）又はこれに基づく命令をいう。

(2) 火災予防上の不備事項 火災の発生若しくは拡大又は火災による人命危険を予防するためには是正する必要があると認められる事項をいう。

(3) 査察 消防職員が法第4条若しくは法第16条の5、火取法第43条又は高压法第62条の規定に基づいて防火対象物その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上又は災害予防上必要な検査及び質問を行い、法令違反又は火災予防上の不備事項（以下「法令違反等」という。）が認められる場合にあっては、当該対象物の関係者に是正を促すことをいう。

(4) 査察対象物 法第2条第2項に規定する防火対象物のうち、査察を行うものをいう。

(5) 法8条適用対象物 法第8条第1項又は条例第46条の2若しくは条例第54条の5の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物をいう。

(予防責任)

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、火災予防の推進についての責任を有し、予防執行体制の確立を図るとともに、予防業務全般を統轄するものとする。

2 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内（以下「管内」という。）に存する消防対象物の実態を把握し、これに応じた火災予防対策を樹立するとともに、当該火災予防対策の円滑な遂行に努めるものとする。

(消防職員の責務)

第4条 火災予防を推進するために行う業務に従事する消防職員は、担当する職務を通じて、当該業務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

第2章 予防

第1節 査察

(査察の区分及び意義)

第5条 査察の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 計画査察 次条に規定する査察対象物に対し、第9条に規定する査察計画に基づいて行う査察をいう。
- (2) 幹部査察 署長が指定する査察対象物に対し、署長又は署長が別に定めるところにより指名する者が行う査察をいう。
- (3) 特別査察 局長が指定する査察対象物に対し、局長又は局長が別に定めるところにより指名する者が行う査察をいう。
- (4) 一斉査察 局長又は署長が指定する査察対象物に対し、査察を行う消防職員（以下「査察員」という。）が市内又は管内一斉に行う査察をいう。
- (5) 合同査察 局長又は署長が指定する査察対象物に対し、消防職員と他の行政機関の職員が合同で行う査察をいう。
- (6) 随時査察 前各号に掲げる査察のほか、局長、署長又は査察員が火災予防上又は災害予防上必要があると認める査察対象物に対し、随時行う査察をいう。

（査察対象物の区分）

第6条 査察対象物は、当該査察対象物の用途、規模等に応じ、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる範囲の防火対象物により区分するものとする。

（査察方針）

第7条 局長は、次に掲げる防火対象物の用途、規模その他必要な事項を査察方針として署長に示すものとする。

- (1) 火災の予防に危険又は火災発生時の危険が高いものとして、定期に査察を実施する対象物
- (2) 火災の発生の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、年度ごとに査察を実施する対象物

（査察員の指名）

第8条 予防部長は、所管業務について、査察業務に従事する職員をあらかじめ指名するものとする。

2 署長は、査察対象物を担当する査察員をあらかじめ指名するものとする。

（査察計画の樹立）

第9条 署長は、第7条に規定する査察方針及び管内の特性を踏まえ、年度ごとの査察計画を樹立しなければならない。

（査察の実施）

第10条 署長は、管内の査察対象物に対し、前条の査察計画に基づき計画査察を実施しなければならない。

- 2 署長は、管内の防火対象物に対し、火災予防上必要があると認めるときは、幹部査察を実施するものとする。
- 3 局長は、市内の防火対象物に対し、火災予防上特に必要があると認めるときは、特別査察を実施するものとする。

4 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、速やかに査察の必要があると認めるときは、署長に一斉査察の実施を通知するものとする。

- (1) 市内で火災が多発したとき。
- (2) 火災により死傷者が発生したとき。
- (3) 社会的に影響を及ぼすおそれのある火災が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、局長が必要と認めるとき。

5 署長は、管内の防火対象物に対し、火災予防上必要があると認めるときは、一斉査察を実施するものとする。

6 局長又は署長は、他の行政機関から合同査察の要請を受けたとき、又は他の行政機関との合同査察の必要があると認めるときは、査察員を指名し、合同査察を実施させるものとする。

7 局長又は署長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市内又は管内の防火対象物に対し、随時査察を実施するものとする。

- (1) 火災が発生したとき（別表第1第4種対象物の項に掲げる防火対象物を除く。）。
- (2) 法令違反等に関する情報を入手したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局長又は署長が火災予防上又は災害予防上必要があると認めるとき。

8 第4項から前項までの規定により別表第1第4種対象物の項に掲げる防火対象物に対して実施する査察は、火災予防上特に必要があると認めるときに実施するものとする。

（査察の実施方法）

第11条 計画査察の実施については、原則として個人査察（査察員が単独で行う査察をいう。）を実施するものとし、必要に応じて複数査察（査察員が複数で行う査察をいう。）を実施するものとする。

2 査察の実施に際しては、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 防火対象物の関係者（法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）、統括防火管理者、防火管理者その他防火管理業務を担当する者（以下「関係者等」という。）に立会いを求めること。
- (2) 法8条適用対象物にあっては、当該対象物の消防計画に基づき実施されている防火管理業務の状況を記録するよう指導するとともに、査察の実施ごとに当該記録を提示させて確認し、火災予防上必要な指導を行うこと。
- (3) 法令違反等が認められるときは、査察に立ち会った関係者等に対し、当該法令違反等の是正指導を行うとともに、これを当該関係者等に記録するよう指導すること。

（査察結果等の処理）

第12条 査察員は、査察を実施したときは、その結果を局長又は署長に報告しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の査察の結果を別に定めるところにより処理し、適正に管理しなければならない。

3 査察員は、査察を実施した査察対象物について、法令違反等が認められるときは、当

該法令違反等を査察結果通知書（第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の2の2、第1号様式の2の3、第1号様式の2の4又は第1号様式の2の5）により、当該査察対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）又は関係者に通知しなければならない。ただし、査察を実施したときに、法令違反等が即時に是正された場合にあつては、この限りでない。

4 査察員は、前項の規定により通知を実施したときは、その内容を局長又は署長に報告しなければならない。

5 局長又は署長は、必要に応じ、管内の査察対象物について、法令違反等が認められるときは、消防法令違反又は火災予防上の不備事項にあつては消防法等違反通知書（第1号様式の3）、火取法令違反にあつては火薬類取締法違反通知書（第1号様式の3の2）、高圧法令違反にあつては高圧ガス保安法違反通知書（第1号様式の3の3）により、当該査察対象物の管理権原者に通知することができるものとする。

（是正指導）

第13条 局長又は署長は、法令違反等が認められる防火対象物の管理権原者に対し、是正促進を図るための指導を行わなければならない。

2 局長又は署長は、前条第3項又は同条第5項に基づく通知をしたときは、当該防火対象物の管理権原者に対し、是正計画を樹立させ、その旨を是正計画書（第2号様式、第2号様式の2又は第2号様式の3）により提出するよう指導しなければならない。

3 局長又は署長は、防火対象物の関係者が法令違反等を是正したときは、当該関係者に対し、是正された旨を速やかに報告するよう指導するとともに、当該報告を受けたときは、その是正状況を確認しなければならない。

（査察の管理）

第14条 署長は、管内の査察対象物の状況及び査察の進行状況を把握するとともに、査察業務の執行に関して管理しなければならない。

2 署長は、別に定めるところにより査察対象物台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

（査察対象物状況及び査察の実施状況の報告）

第15条 局長は、必要に応じて、署長に対し管内の査察対象物の状況及び査察の実施状況について、報告を求めることができる。

（防火対象物の出火事案等の報告）

第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該火災等（火災又は消防事故取扱要領（昭和43年4月30日付け発消消第171号）に規定する消防事故（ただし、発報事故を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概要並びに発生した防火対象物に係る査察及び防火指導の実施状況等について速やかに局長に報告しなければならない。この場合において、特に必要があると認めるときは、判明したものの中から、逐次、速報を行うものとする。

(1) 別表第1に掲げる査察対象物（第4種対象物の項第5号を除く。）において火災等が発生したとき。

- (2) 火災等により、死傷者が発生したとき。
- (3) 出火原因、火災概要等から判断して、全市的な予防対策を講じる必要があると認める火災等が発生したとき。
- (4) その他局長又は署長報告の必要があると認める火災等が発生したとき。

第2節 違反処理

(違反処理)

第17条 署長は、消防法令違反又は火災予防上の不備事項が是正されない場合において、火災予防上必要があると認めるときは、京都市消防局違反処理規程に基づき処理しなければならない。

2 局長は、火取法令違反が是正されない場合において、必要があると認めるときは、京都市消防局火薬類取締法違反処理規程に基づき処理しなければならない。

3 局長は、高圧法令違反が是正されない場合において、必要があると認めるときは、京都市消防局高圧ガス保安法違反処理規程に基づき処理しなければならない。

第18条 削除

第19条 削除

第3節 防火管理

(防火管理講習の実施)

第20条 局長は、必要に応じ、消防法施行令（以下「政令」という。）第3条第1項第1号イ及び第2号イに規定する防火管理者の資格を付与するための講習（以下「防火管理講習」という。）を実施するものとする。

2 局長は、防火管理講習を実施しようとするときは、当該講習の実施に関し必要な事項を公示するとともに、署長に通知するものとする。

3 局長は、防火管理講習を受講しようとする者（以下「受講者」という。）に対して、防火管理講習の受講区分に応じ、甲種防火管理講習受講申込書（第3号様式）又は乙種防火管理講習受講申込書（第3号様式の2）を提出させ、当該受講者に対して受講票を交付するものとする。

4 局長は、防火管理講習を受講し、その課程を修了した者に対して、修了証（第4号様式）を交付するものとする。

5 局長は、防火管理講習の受講者について、別に定めるところにより防火管理者台帳を作成するとともに、受講した者が当該防火管理講習の課程を修了したときは、当該防火管理者台帳にその旨を記録し、管理しなければならない。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、防火管理講習の実施に関し必要な事項は、局長が定めるものとする。

第21条 削除

第22条 削除

(高度専門講習の実施)

第23条 局長は、次に掲げる防火対象物において、関係者等に対し、高度で専門的な防火管理に関する知識及び技能を修得させるための講習（以下「高度専門講習」という。）

を実施するものとする。

- (1) 高層建築物
- (2) 地下街
- (3) 防災センターを設置している防火対象物
- (4) その他局長又は署長が必要と認める防火対象物

2 高度専門講習の実施に関し必要な事項は、局長が定めるものとする。

(防火管理研修の実施)

第24条 署長は、管内の政令別表第1に掲げる防火対象物の関係者等を対象に、防火管理の徹底を図るための研修（以下「防火管理研修」という。）を実施するものとする。

第25条 削除

(防火管理者及び統括防火管理者の資格を証する書面)

第26条 署長は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第3条の2第1項に規定する選任の届出にあっては、防火管理者選任（解任）届出書に別表第2の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を防火管理者の資格を証する書面として、規則第3条の2第2項の規定により添付させなければならない。

2 署長は、規則第4条の2第1項に規定する選任の届出にあっては、統括防火管理者選任（解任）届出書に別表第2の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括防火管理者の資格を証する書面として、規則第4条の2第2項の規定により添付させなければならない。

(防火責任者等の選任)

第27条 署長は、政令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者が京都市火災予防規則（以下「市規則」という。）第5条の規定に基づき防火責任者を置くときは、防火管理者の資格を有する者のうちから選任させ、当該防火対象物の棟、用途又は階などを単位として置くよう指導するものとする。

2 署長は、前項に規定する防火責任者が置かれた場合において、当該防火責任者を補佐させる必要があると認めるときは、部屋又は火気使用箇所などを単位として火元責任者を定めるよう指導するものとする。

3 署長は、前2項に規定する防火責任者又は火元責任者（以下「防火責任者等」という。）が置かれたときは、当該防火責任者等が担当する場所の見易い箇所に防火責任者等表示板（第5号様式）を掲出するよう指導するものとする。

(防火管理担当者の指名)

第28条 署長は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、法8条適用対象物以外の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理業務に従事する者（以下「防火管理担当者」という。）を定めさせ、当該防火管理担当者に防火管理上必要な業務を行わせるよう指導しなければならない。

第29条 削除

(防火管理体制の充実)

第30条 署長は、管内の法8条適用対象物に対して、別に定めるところにより防火管理

体制の充実及び自衛消防隊の活動技術の向上を図るよう指導するものとする。

(防火管理体制指導マニュアルの検証)

第31条 署長は、政令第1条の2第3項に規定する防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物又はその部分（以下「検証対象物」という。）の管理権原者に対し、別に定める防火管理体制指導マニュアルに基づく自衛消防訓練を実施するよう指導するとともに、その実施結果について検証しなければならない。

(1) 別表第3の左欄に掲げる政令別表第1の区分に応じ、同表の右欄に掲げる防火対象物

(2) その他署長が必要と認める防火対象物又はその部分

(防火管理業務及び防災管理業務の一部委託等)

第32条 署長は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、防火管理業務又は防災管理業務の一部を委託しているもの（以下「委託防火対象物」という。）の管理権原者に対し、条例第46条の3の規定により必要な教育及び訓練を実施するよう指導しなければならない。

2 局長は、防火管理業務又は防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者に対し、防火管理業務及び防災管理業務に関する講習（以下「防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習」という。）を実施するものとする。

3 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習は、局長が指定する講習機関が実施できるものとする。

4 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習の実施に関し必要な事項は、局長が定めるものとする。

(無人となる防火対象物の指導)

第33条 署長は、政令別表第1に掲げる防火対象物（前条第1項に規定する委託防火対象物のうち、火災等の異常の監視業務を委託しているものを除く。）のうち、公開時間外又は従業時間外に無人となるものにあつては、その実態の把握に努めるとともに、当該防火対象物の管理権原者に対し、火災の早期発見、通報等に係る体制の確保を図るよう指導するものとする。

(各種団体等の指導)

第34条 局長又は署長は、業態別に組織されている各種団体等に対し、火災予防上必要な事項について指導するものとする。

(防火対象物点検結果報告書の処理)

第35条 署長は、規則第4条の2の4第3項に規定する防火対象物点検結果報告書の提出があつた場合において、特に火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施しなければならない。

(防火対象物点検の特例)

第36条 署長は、規則第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書の提出があつたときは、別に定めるところにより検査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を防火対象物点検報告特例決定通知書（第6号様式）により当該申請者

に通知しなければならない。

第4節 自衛消防組織

(統括管理者の資格を証する書面)

第37条 署長は、規則第4条の2の15第2項に規定する設置の届出にあつては、自衛消防組織設置(変更)届出書に別表第2の2の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括管理者の資格を証する書面として、規則第4条の2の15第3項の規定により添付させなければならない。

第4節の2 防災管理

(防災管理者及び統括防災管理者の資格を証する書面)

第38条 署長は、規則第51条の9において準用する規則第3条の2第1項に規定する選任の届出にあつては、防災管理者選任(解任)届出書に別表第2の3の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を防災管理者の資格を証する書面として、規則第51条の9において準用する規則第3条の2第2項の規定により添付させなければならない。

2 署長は、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項に規定する選任の届出にあつては、統括防災管理者選任(解任)届出書に別表第2の3の左欄に掲げる資格者の区分に応じ、同表右欄に掲げる書面を統括防災管理者の資格を証する書面として、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第2項の規定により添付させなければならない。

(防災管理点検結果報告書の処理)

第38条の2 署長は、規則第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第3項に規定する防災管理点検結果報告書の提出があつた場合において、特に防災管理上必要があると認めるときは、防災管理体制の充実を図るよう指導しなければならない。

(防災管理点検の特例)

第38条の3 署長は、規則第51条の16第2項において準用する規則第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書の提出があつたときは、別に定めるところにより検査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を防災管理点検報告特例決定通知書(第7号様式)により当該申請者に通知しなければならない。

第4節の3 表示

(防火基準適合表示制度)

第38条の4 署長は、旅館、ホテル等(政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物(これらの用途が存する複合用途防火対象物を含む。)をいう。以下同じ。)のうち、法第8条第1項の適用があり、かつ地階を除く階数が3以上の防火対象物(以下「表示対象物」という。)の管理権原者から申請があつた場合は、防火・防災管理上の基準(以下「表示基準」という。)に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、表示マーク等(銀色又は金色の表示マーク(第8号様式)及び表示基準適合証(第8号様式の2)をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

2 署長は、表示対象物の管理権原者に対し、前項の申請を勧奨するものとする。

(審査)

第38条の5 署長は、次の表に掲げる点検項目について、表示対象物を審査するものとする。

点	検 項 目
防 火 ・ 防 災 管 理 等	(1) 防火対象物の点検及び報告
	(2) 防火・防災管理者等の届出
	(3) 自衛消防組織の届出
	(4) 防火・防災管理に係る消防計画の届出
	(5) 統括防火・防災管理者の届出
	(6) 防火・避難施設等
	(7) 防災物品の使用
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	(9) 火気使用設備・器具
	(10) 指定数量未満の危険物・指定可燃物
消 防 用 設 備 等	(1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持
	(2) 消防用設備等の点検及び報告
危険物施設等	
建 築 構 造 等	(1) 定期調査報告・定期検査報告
	(2) 建築構造等（主要構造部、たて穴区画、階段）
	(3) 避難施設等
防火管理体制指導マニュアルに基づく自衛消防訓練	

2 署長は、審査を受けようとする表示対象物の管理権原者に、表示マーク交付（更新）申請書（第8号様式の3）に建築基準法（以下「建基法」という。）第12条第1項の規定に基づき実施する定期調査の結果報告書（以下「定期調査報告書」という。）の写し、建基法第12条第3項の規定に基づき実施する定期検査（防火設備について行うものに限る。）の結果報告書（以下「定期検査報告書」という。）の写しその他の署長が必要と認める書類を添えて、提出させるものとする。

(表示マーク等の交付)

第38条の6 署長は、前条の審査の結果、表示基準に適合していると認められる表示対象物（以下「表示基準適合対象物」という。）の管理権原者に表示マーク等を交付するものとする。ただし、既に表示マーク等を交付している表示基準適合対象物が、同色の表示マークを継続して掲示することとなるときは、表示基準適合証のみを交付するものとする。

2 署長は、表示基準適合対象物において、銀色の表示マークが3年間継続して掲示されており、かつ、表示基準に適合していると認められるときは、銀色の表示マークに代えて金色の表示マークを交付するものとする。

3 署長は、前2項の規定により交付を行ったときは、表示マーク等受領書（第8号様式の4）の提出を求めるものとする。

4 署長は、前条の審査の結果、表示基準に適合していないと認められる表示対象物の管理権原者に対して、表示基準不適合通知書（第8号様式の5）により通知するものとする。

(表示マークの掲示)

第38条の7 署長は、表示基準適合対象物の管理権原者に対して、表示マークを掲示させ、又はホームページ等において電子データの表示マークを掲示するよう指導するものとする。

(表示マーク等の有効期間)

第38条の8 表示マーク等の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 銀色の表示マーク及び表示基準適合証 1年間

(2) 金色の表示マーク及び表示基準適合証 3年間

2 表示基準適合対象物が、同色の表示マークを継続して掲示することとなるときは、有効期間を更新するものとする。

(表示マーク等の返還)

第38条の9 署長は、表示基準適合対象物が、次の各号のいずれかに該当することを覚知したときは、表示マーク等の返還及び電子データの表示マークの掲示の停止を求めるものとする。

(1) 表示基準に適合しないことが明らかになったとき。

(2) 火災（関係者の責に帰すべき理由がないと認められるものを除く。）が発生したとき。

(3) 管理権原者の変更（相続その他これに類するものを除く。）があったとき。

(4) 電子データの表示マークを無断で転用したとき。

(5) 増築、模様替え等の工事（工事中の防火管理体制が確立されているものを除く。）をするとき。

(6) 表示対象物に該当しなくなったとき。

(7) その他署長が特に必要であると認めたとき。

2 署長は、前項各号に該当し返還を求める場合、当該表示基準適合対象物の管理権原者に対し、表示マーク等返還通知書（第8号様式の6。以下「返還通知書」という。）により通知するものとする。

3 署長は、表示マークの有効期間が経過したときは、口頭又は返還通知書により返還を求めるものとする。

（表示基準適合対象物の公表）

第38条の10 局長は、表示基準適合対象物の所在地、名称その他必要な事項について、京都市消防局ホームページにより公表するものとする。

（希望表示対象物）

第38条の11 旅館、ホテル等のうち、法第8条第1項の適用があり、かつ地階を除く階数が1又は2の防火対象物（以下「希望表示対象物」という。）については、第38条の4第1項及び第38条の5から第38条の10までの規定を準用する。この場合において、「地階を除く階数が3以上の防火対象物」とあるのは「地階を除く階数が1又は2の防火対象物」と、「表示対象物」とあるのは「希望表示対象物」と読み替えるものとする。

第4節の4 違反の公表

（違反の公表）

第38条の12 署長は、市規則第18条の2に規定する消防法令違反が認められるときは、違反公表通知書（第9号様式）により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に通知するとともに、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該防火対象物の関係者で権原を有する者を確知することができないときは、この限りでない。

2 署長は、次に掲げるときは、消防法令違反の状況を確認し、結果を速やかに局長に報告しなければならない。

(1) 違反公表通知書により通知した日から起算して14日を経過した日（京都市の休日定める条例第1条に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）

(2) 防火対象物の関係者で権原を有する者から消防法令違反を是正された旨の連絡があったとき。

(3) その他署長が必要と認めるとき。

3 前項第1号の日（第1項ただし書の場合においては、別に定める日）において違反の是正が認められないときは、局長は、速やかに、次に掲げる事項について、京都市消防局ホームページにより公表するものとする。

(1) 防火対象物の所在地及び名称

(2) 消防法令違反の内容

(3) 公表日

第5節 劇場等における喫煙等禁止場所の指定等

(劇場等における喫煙等の禁止場所の指定)

第39条 署長は、管内の防火対象物において、条例第24条第1項に規定する指定場所以外の場所で、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込み（以下「喫煙等」という。）を禁止する必要があると認めるときは、喫煙等禁止場所指定報告書（第10号様式）により速やかに局長に報告しなければならない。

2 局長は、前項に規定する報告を受け、喫煙等を禁止する場所として指定する必要があると認めるときは、市規則第9条の規定による通知を行うものとする。

3 局長は、前項に規定する通知を行うときは、喫煙等禁止場所指定通知書（第11号様式）により所轄署長を通じて行うものとする。

(例外規定の承認に伴う資料の提出)

第40条 署長は、次の各号に掲げる事項について承認しようとするときは、当該各号に掲げる申請書を市規則第8条の規定による資料として、当該承認に係る防火対象物の関係者に提出するよう指導するものとする。

(1) 条例第18条の2又は条例第23条の2に規定する事項 火気使用設備器具等特例適用申請書（第12号様式）

(2) 条例第24条第1項ただし書に規定する事項 喫煙又は裸火の使用等特例適用申請書（第13号様式）

(3) 条例第24条第3項第3号括弧書きに規定する事項 喫煙所の設置特例適用申請書（第14号様式）

(4) 条例第48条の2に規定する事項 劇場等の客席特例適用申請書（第15号様式）

(5) 条例第54条の3第1項ただし書に規定する事項 高層建築物等における危険物品の使用等特例適用申請書（第16号様式）

2 署長は、前項各号の規定による申請があった場合において、必要と認めるものにあつては随時査察を行い、承認又は不承認の決定をして、その結果を特例適用決定通知書（第17号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

3 第1項第1号に掲げる事項に係る特殊な設備、器具等に関する特例適用の承認については、局長がこれを行うものとする。この場合において、局長は、特例適用の承認を受けようとする者に対し、特例適用承認申請書（第18号様式）を提出させてこれを審査し、承認するときは特例適用承認証（第19号様式）の交付を、不承認とするときはその旨の通知をそれぞれ行うものとする。

第6節 火災予防の啓発

(防火の運動)

第41条 局長は、市民の防火意識と行動力の高揚を図るため、次に掲げる防火の運動を実施するものとする。

(1) 春の火災予防運動

(2) 秋の火災予防運動

(3) 文化財防火運動

(4) 夏の文化財防火運動

(5) 年末防火運動

(6) 火災の発生状況その他の状況により、地域又は期間を定めて特別に実施する防火運動

2 局長は、前項に規定する防火の運動を実施するときは、そのつど基本的な実施計画を作成し、署長に通知するものとする。

3 署長は、管内の火災発生状況その他の状況から、特に必要と認めるときは、管内を対象として第1項第6号に規定する防火運動を実施することができるものとする。この場合において、防火運動を実施するときは、地域、期間、実施内容等について事前に局長と協議するものとし、実施計画を作成したときは、速やかに局長に報告するものとする。

(放火火災予防デー)

第41条の2 局長は、毎年11月11日を放火火災予防デーと定め、条例第54条の13に規定する事項を広く市民に周知することにより、放火されない環境づくりの推進を図るものとする。

2 局長は、前項の場合において、基本的な実施計画を定め、署長に通知するものとする。

(無火災推進日)

第42条 局長は、毎月5日及び20日を無火災推進日と定め、市民に対して防火意識の啓発に努めるものとする。

2 署長は、別に定めるところにより、前項に規定する無火災推進日の啓発に努めるものとする。

(火災注意報の発令)

第43条 局長は、法第22条第3項に規定する火災警報が発せられていないときにおいて、次の各号の一に該当し、かつ、必要があると認めるときは、火災注意報を発令して、火災予防の啓発に努めるものとする。

(1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となる見込みのとき。

(2) 風速が毎秒7メートル以上となる見込みのとき。

(3) 京都地方気象台長が気象注意報又は気象警報を発したとき。

(4) 日々火災が多発しているとき。

(火災警報等発令時の実施事項等)

第44条 局長は、法第22条第3項に規定する火災警報が発せられ、又は前条に規定する火災注意報を発したときは、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 火災警報又は火災注意報の発令又は解除の通知

(2) 報道機関、各種団体等への情報提供

(3) 掲示板(第20号様式)又は懸垂幕(第20号様式)の掲出

(4) その他必要と認める事項

2 署長は、前項第1号に規定する発令の通知を受けたときは、別表第4に掲げる事項について実施し、又は指導しなければならない。

(優良防火対象物の公表)

第44条の2 署長は、管内にある法第8条の2の3に規定する特例の認定を受けた防火対象物のうち、当該防火対象物の管理権原者の承諾を得たときは、別に定めるところにより当該防火対象物の名称、所在地その他必要な事項を公表できるものとする。

2 署長は、公表承諾書（第20号様式の2）により、前項の承諾を得るものとする。

第3章 文化財

（文化財の防火指導）

第45条 署長は、次に掲げる防火対象物で局長が指定したもの（以下「特定文化財対象物」という。）及び文化財保護法（以下「保護法」という。）に定めるところにより伝統的建造物群保存地区に指定された地区内にある防火対象物（以下「保存地区対象物」という。）の関係者に対し、別に定めるところにより文化財の防火に関して必要な指導を行うものとする。

(1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に定める世界の文化遺産として登録された防火対象物（別表第1において「世界文化遺産対象物」という。）

(2) 政令別表第1（17）項に掲げる防火対象物

(3) 条例第54条の4第1項第2号に規定する指定美術工芸品等（以下「指定美術工芸品等」という。）が所在する防火対象物（修理のため指定美術工芸品等が所在する防火対象物を含む。）

(4) 保護法、京都府文化財保護条例又は京都市文化財保護条例に定める登録文化財が所在する防火対象物

(5) 前各号に定めるもののほか、別に定める建造物、美術工芸品等が所在する防火対象物

（文化財台帳）

第46条 署長は、特定文化財対象物又は保存地区対象物について、別に定めるところにより、それぞれ特定文化財対象物台帳又は伝統的建造物群保存地区台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

（指定区域）

第47条 署長は、条例第54条の4第1項各号に掲げる建造物において、同条に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）として指定されたもの以外で、当該建造物の内部又は周囲の区域を指定区域として指定する必要があると認めるときは、必要な事項について調査し、その結果及び意見を指定区域に関する報告書（第21号様式）により局長に報告しなければならない。

2 署長は、指定区域について、別に定めるところにより、指定区域台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

第48条 削除

（火気制限）

第49条 署長は、指定区域内において火気を使用しようとする者があるときは、その者に対し、火気使用届出書（第23号様式）を提出するとともに、火災予防対策を適正に講じるよう指導するものとする。

(指定美術工芸品等の搬出計画)

第50条 署長は、条例第54条の6第1号及び条例第54条の9第2号に規定する搬出計画については、おおむね次に掲げる事項に関して作成するよう指導するものとする。

- (1) 搬出する指定美術工芸品等に関すること。
- (2) 搬出するための組織に関すること。
- (3) 搬出方法に関すること。
- (4) 搬出後の保管場所に関すること。
- (5) 搬出の経路並びに搬出に使用する器材の点検及び維持に関すること。
- (6) 搬出に必要な教育及び訓練に関すること。

(文化財の公開)

第51条 署長は、条例第59条の2第1号に規定する行為に係る届出があったときは、届出者に対し、文化財公開に対する意見書(第25号様式)を交付しなければならない。

2 署長は、前項に規定する意見書を交付するときは、当該届出の内容を審査するとともに、必要と認めるものにあつては随時査察を行い、火災予防上必要な意見を意見書に記載して、交付するものとする。

3 署長は、外国の重要な美術工芸品等が、展覧会その他の催しにおいて公開されるときは、条例第54条の9及び条例第59条の2第1号並びに前2項の規定を準用して指導するものとする。

第52条 削除

(文化財情報)

第53条 署長は、文化財の防火に関し必要な情報の収集に努めるとともに、次の各号の一に該当するときは、文化財情報報告書(第26号様式)により局長に報告しなければならない。

- (1) 第51条第1項に規定する意見書を交付したとき。
- (2) 条例第59条の2第2号から第4号までに規定する行為に係る届出について指導を行ったとき。
- (3) 特定文化財対象物又は保存地区対象物に対して要望書等を発行し、火災予防上必要な指導を行ったとき。
- (4) その他局長又は署長が必要と認めるとき。

(相互協力体制)

第54条 署長は、特定文化財対象物のうち必要と認めるものの関係者及びその周辺地域住民等に対し、日常における防火対策に必要な連絡及び災害発生時における消火、通報、文化財の搬出等の初動活動等について、相互の協力体制を確立するよう指導するとともに、育成に努めるものとする。

第3章の2 指定催しに係る防火管理等

(指定催しの指定等)

第54条の2 局長は、年2回以上、日を定めて開催される催しを条例第54条の10第1項の規定により指定催しとして指定するときは、当該催しが開催される日から1年を

超えない範囲内で開催されるものを指定することができる。

2 条例第54条の10第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（第26号様式の2）により行うものとする。

3 局長は、指定催しが開催される日の14日前の日以後に前項の通知をするときは、指定催しの規模、火災予防上必要な業務の実施体制等を勘案して、計画を届け出なければならない日を定め、前項の通知書に記載するものとする。

（露店等管理者等に対する指導）

第54条の3 署長は、条例第54条の11第1項に規定する露店等管理者及び防火担当者に対し、同項に規定する計画の作成及び当該計画に基づく業務が適切に実施されるよう指導するものとする。

2 署長は、多数の者が集合する催しのうち、対象火気器具等（政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店等を開設する者に対し、必要に応じて、露店等の開設の状況の確認及び指導を実施するものとする。

（指定催しに係る講習）

第54条の4 条例第54条の12に規定する講習は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 火気及び危険物の取扱い
- (2) 通報，初期消火，避難誘導等の初動活動
- (3) その他火災予防上必要な事項

2 前項の講習を受講した者は、受講した日から1年を経過する日までの間は、当該講習を受講したものとみなす。

第4章 建築

第1節 削除

第55条及び第56条 削除

第2節 申請書等の処理

（同意等の区分）

第57条 局長が行う法第7条第2項に規定する通知（以下「同意等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 同意 法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するもの（以下「建築物の防火に関する規定」という。）に違反せず、かつ、消防上支障がないもの及び建築物の防火に関する規定に違反しないが消防上支障があるもので、意見を付すもの
- (2) 不同意 建築物の防火に関する規定に違反するもの。
- (3) 返却 建築物の計画と現場の状況が著しく相違すること等により、同意又は不同意の審査が不能なもの

第58条 削除

（同意等の事務の処理）

第59条 局長は、法第7条第1項の規定により同意を求められた建基法の規定に基づく確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は許可申請書（以下「許可申請書」という。）について、次に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 同意の通知をする場合は、確認申請書又は許可申請書に「同意」と表示すること。
この場合において、建築物の防火に関する規定に違反しないが消防上支障があるものについては、その意見を付すこと。
- (2) 不同意の通知をする場合は、確認申請書又は許可申請書に、「不同意」と表示するとともに、その理由を付すこと。
- (3) 返却をする場合は、確認申請書又は許可申請書にその理由を付すこと。

（建築物の随時査察）

第60条 署長は、同意の通知を行った建築物に係る工事が着手された場合において、火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施するものとする。

（通知事務の処理）

第61条 局長は、建築主事又は建基法第77条の21に規定する指定を受けた者から建基法第93条第4項に規定する通知（法第7条第1項ただし書に規定する同意を必要としないものに限る。）があったときは、必要な処理をしなければならない。

第62条 削除

（計画通知に係る準用）

第63条 建基法の規定による建築物の計画の通知に係る文書（以下「計画通知書」という。）に関する事務については、第57条から第60条までの規定を準用するものとする。この場合において、第57条中「法第7条第2項に規定する通知」とあるのは「計画通知書に対する通知」と、第59条中「確認申請書」とあるのは「計画通知書」と読み替えるものとする。

（建基法の準用に係る処理）

第63条の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律その他の法律の規定により、建築物の計画に関し建基法第93条第4項の規定を準用した通知に関する事務については、第57条から第60条までの規定の例によるものとする。

第64条 削除

第3節 意見の処理

（建基法による承認又は認定に関する意見の処理）

第65条 局長は、建基法第2条第35号に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）から建基法による承認又は認定に関し消防上必要な意見を求められたときは、所轄署長と協議し、意見を付して特定行政庁に回答するものとする。

（建基法以外の規定等に関する意見の処理）

第66条 局長は、建基法以外の法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下この条において「規定等」という。）により、当該規定等の所管行政庁から当該規定等に基づく建築物の認定に関し消防上必要な意見を求められたときは、所轄署長と協議し、意見を付して当該所管行政庁に回答するものとする。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例等に関する意見の処理)

第67条 局長又は署長は、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例その他の条例により、当該条例の施行に関し消防上必要な意見を求められたときは、内容を審査し、意見を付して当該所管部局に回答するものとする。

(京都市旅館業施設建築等指導要綱等に関する意見の処理)

第68条 局長又は署長は、京都市旅館業施設建築等指導要綱その他の要綱により、当該要綱に係る計画に関し消防上必要な意見を求められたときは、内容を審査し、意見を付して当該所管部局に回答するものとする。

(安全上の措置に関する意見の処理)

第69条 局長は、特定行政庁から建基法第90条の3の規定による工事中の安全上、防火上及び避難上の措置に関する計画について意見を求められたときは、所轄署長と協議し、意見を付して特定行政庁に回答するものとする。

2 署長は、前項に規定する協議を受けた場合において、消防上必要があると認めるときは、随時査察を実施するものとする。

3 署長は、第1項に規定する工事における建築物の安全上、防火上及び避難上の措置に関する計画に対して処理を行った防火対象物のうち、当該計画に係る工事が完了したのものについて、消防上必要があると認めるときは、随時査察を実施するものとする。

第4節 建築物の防火指導等

(違反建築物の通報)

第70条 署長は、建基法における建築物の防火に関する規定に適合していない建築物であり、かつ、消防上指導の必要がある建築物を認めたときは、消防上必要な指導を行うとともに、局長及び特定行政庁に通報するものとする。

(り災復旧建築物の防火指導等)

第71条 署長は、火災によりり災し、復旧を要する建築物の関係者に対し、必要な指導を行うとともに、その結果を記録するものとする。

2 署長は、防火区画、排煙設備、非常用進入口その他の防火避難施設に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、その概要を速やかに局長に報告するものとする。

(1) 火災時に有効に機能し、又は使用されたとき。

(2) 火災時に有効に機能せず、又は使用できなかったとき。

第5節 防災

(防災表示の確認)

第72条 署長は、防災防火対象物において使用されている防災対象物品に、法第8条の3第3項に規定する指定表示、規則第4条の4第1項に規定する防災表示又は同条第9項各号に掲げる事項が付されていることを確認するよう努めるものとする。

(吹き付けによる防災処理)

第73条 署長は、防災表示を付する者（以下「防災表示者」という。）として消防庁長官の登録を受けた者から、吹き付けによる防災処理立会依頼書（第28号様式）により吹き付けによる防災処理の立会いを求められたときは、依頼された場所において立ち会

うものとする。

2 署長は、前項に規定する吹き付けによる防災処理については、防災表示者の登録の基準に適合するよう指導するものとする。

(防災表示者登録等に関する通知の処理)

第74条 局長は、規則第4条の4第3項の規定により消防庁長官から、防災表示者の登録申請又は登録事項の変更に係る届出を受けた旨の通知があったときは、当該申請等に係る工場、事業場又は店舗（以下「事業場等」という。）の所轄署長に通知するとともに、登録申請に係る事業場等に対して電話、現地確認その他の方法により調査を行い、必要に応じて消防庁長官に意見を申し入れるものとする。

第75条から第78条まで 削除

第6節 都市防災

(都市防災の意見)

第79条 局長又は署長は、都市の開発及び整備その他の事業に関し、関係する行政機関又は企業体に対して、火災その他の災害の防止、消防活動上必要な施設及び空間の確保等について防災上必要な意見を申し入れるものとする。

第5章 消防用設備等又は特殊消防用設備等

第1節 設置計画書等

(設置計画書の提出指導)

第80条 局長は、法第17条の規定により次に掲げる防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する必要があると認めるときは、当該防火対象物の関係者に対し、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書（第29号様式。以下「設置計画書」という。）を提出するよう指導するものとする。

(1) 確認申請書を提出しなければならない建築物又は工作物

(2) 計画通知書を提出しなければならない建築物又は工作物

2 設置計画書及びその添付書類は、建築基準法施行規則第1条の3に定める法第17条各項の規定に適合することの確認に必要な図書とする。

3 第1項に規定する設置計画書の提出時期は、同項各号に掲げる防火対象物の確認申請書又は計画通知書の提出時とする。

(着工届出書の提出指導)

第81条 署長は、法第17条の規定により次に掲げる消防用設備等を設置する必要があると認めるときは、その工事を行う者に対し、規則第33条の18の規定の例により工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届出書」という。）を提出するよう指導するものとする。

(1) 動力消防ポンプ設備

(2) 漏電火災警報器

(3) 非常警報設備

(4) 避難器具（固定式の金属製避難はしご、救助袋及び緩降機を除く。）

(5) 誘導灯

- (6) 消防用水
- (7) 排煙設備
- (8) 連結散水設備
- (9) 連結送水管
- (10) 非常コンセント設備
- (11) 無線通信補助設備

(着工届出書の審査)

第82条 署長は、法第17条の14及び前条に規定する届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事が完了するまでの間に行った指導の経過について、記録するものとする。

2 署長は、法第17条の14及び前条に規定する届出があった場合において、届出者に対し、当該届出書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導するものとする。

(局長に送付しなければならない着工届出書)

第83条 署長は、法第17条の14及び第81条の規定により提出された着工届出書のうち、別に定めるものにあつては、必要な審査を行った後、局長に送付しなければならない。

(局長に送付した着工届出書の処理)

第84条 署長は、前条の規定により局長に送付した着工届出書について局長から指示を受けたときは、当該着工届出書の届出者に対し、当該指示に関する必要な指導を行わなければならない。

(着工届出書の変更)

第85条 署長は、法第17条の14及び第81条の規定により提出された着工届出書に係る消防用設備等の工事の内容が変更される場合は、当該着工届出書の届出者に対し、遅滞なく変更後の着工届出書を提出するよう指導するものとする。

(設置の承認等)

第85条の2 署長は、政令第29条の4第1項の規定による必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置について承認をしようとするときは、別に定めるものにあつては、市規則第8条の規定により必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書(第29号様式の2。以下「設置承認申請書」という。)を当該承認に係る関係者に提出するよう指導するものとする。

2 署長は、前項の規定による申請があつたときは、承認又は不承認の決定をして、その結果を必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認決定通知書(第29号様式の3)により当該申請者に通知しなければならない。

3 署長は、設置承認申請書に係る工事が完了するまでの間に行った指導の経過について記録するものとする。

4 署長は、設置の承認を決定し、申請者に通知するときは、当該申請者に設置承認申請書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導するものとする。

5 署長は、第1項の規定により提出された設置承認申請書のうち、別に定めるものにあ

っては、必要な審査を行った後、局長に送付するとともに、第84条の規定の例により処理するものとする。

(例外規定の承認に伴う資料の提出)

- 第86条 署長は、政令第32条又は条例第46条に規定する特例について承認をしようとするもののうち、別に定めるものにあつては、市規則第8条の規定により消防用設備等特例適用申請書(第30号様式。以下「特例適用申請書」という。)を当該承認に係る関係者に提出するよう指導するものとする。
- 2 署長は、前項の規定による申請があつたときは、必要に応じて随時査察を行い、承認又は不承認の決定をして、その結果を消防用設備等特例適用決定通知書(第31号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 署長は、特例適用申請書に係る工事が完了するまでの間に行つた指導の経過について記録するものとする。
- 4 署長は、特例適用の承認を決定し、申請者に通知するときは、当該申請者に特例適用申請書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導するものとする。
- 5 署長は、提出された特例適用申請書のうち、別に定めるものにあつては、必要な審査を行った後、局長に送付するとともに、第84条の規定の例により処理するものとする。

(工事着手後の指導)

- 第87条 署長は、着工届出書、設置承認申請書又は特例適用申請書に係る工事が着手された場合において、必要があると認めるときは、随時査察を実施し、必要な指導を行うものとする。

第88条 削除

第2節 検査及び点検報告

第89条 削除

(検査)

- 第90条 署長は、法第17条の3の2の規定により消防長又は消防署長の検査を受けなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等以外の消防用設備等(法第10条第4項の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されるものを除く。)又は特殊消防用設備等の工事が完了した旨の通報を受けたときは、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第2項に基づく条例で定める技術上の基準(以下「設備等技術基準」という。)又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画(以下「設置維持計画」という。)に適合しているかどうかを検査するものとする。
- 2 署長は、第85条の2第1項の規定による設置承認申請書又は第86条第1項の規定による特例適用申請書に係る工事が完了した旨の通報を受けたときは、当該申請書に係る申請事項について検査するものとする。
- 3 署長は、前2項に規定する検査のうち、第83条に規定する着工届出書、第85条の2第5項に規定する設置承認申請書及び第86条第5項に規定する特例適用申請書に係る消防用設備等の検査にあつては、検査を行う旨を事前に局長に通報するものとする。

4 署長は、規則第31条の3第2項並びに第1項及び第2項までに規定する検査の結果について記録するものとする。

(検査済証の交付)

第91条 署長は、政令第35条第1項に規定する防火対象物以外のものの関係者から規則第31条の3第4項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（以下「検査済証」という。）の交付の願い出があったときは、設置届出書が提出された後、検査を行うものとする。

2 署長は、前項の検査を行った場合において、設備等技術基準又は設置維持計画に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

3 署長は、防火対象物の関係者から検査済証の交付を受けている旨の証明について、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書（第33号様式。以下「証明申請書」という。）をもって願い出があったときは、その内容の事実を確認した後、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明書（第34号様式）を交付するものとする。

(是正指導)

第92条 署長は、第90条第1項及び第2項に規定する検査の結果において、是正しなければならない事項（以下「是正事項」という。）が認められるときは、防火対象物の関係者に対し、是正するよう指導するとともに、是正事項を是正したときは、速やかに通報するよう指導するものとする。

2 署長は、前項の通報を受けたときは、是正された事項について、検査するものとする。

(点検結果報告書の処理)

第93条 署長は、規則第31条の6第4項に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（以下「点検結果報告書」という。）の提出があった場合において、当該点検結果報告書に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等が適正に維持管理されていないと認めるときは、必要な指導を行うものとする。

(点検維持台帳)

第94条 署長は、防火対象物の関係者に対し、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳として、消防用設備等又は特殊消防用設備等維持台帳（第35号様式）又はこれに準じるものを作成するよう指導するものとする。

2 署長は、防火対象物の関係者に対し、おおむね次に掲げる図書を、防火管理業務を担当する者の管理のもとに常備させるよう指導するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等を適正に維持管理するよう指導するものとする。

- (1) 設置計画書の副本又はその写し等
- (2) 着工届出書の副本又はその写し等
- (3) 設置承認申請書の副本又はその写し等
- (4) 特例適用申請書の副本又はその写し等
- (5) 設置届出書の副本又はその写し等
- (6) 設置維持計画の副本又はその写し等

- (7) 検査済証
- (8) 消防用設備等又は特殊消防用設備等経歴表（第36号様式）
- (9) 点検結果報告書の副本又はその写し等

第3節 不適正事案等

第95条 削除

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の不良施工事案等の報告）

第96条 署長は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検又は販売に関して、不適正又は不誠実な事案を認めたときは、必要な指導を行うとともに、速やかに局長に報告するものとする。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の奏功事案等の報告）

第97条 署長は、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、その概要を速やかに局長に報告しなければならない。

- (1) 火災時に有効に作動し、又は使用されたとき。
- (2) 火災時に有効に作動せず、又は使用できなかったとき。
- (3) 火災以外の理由により作動したとき。

第6章 危険物及び液化石油ガス

第1節 少量危険物等

第98条 削除

（例外規定の承認に伴う資料の提出）

第99条 署長は、条例第35条の3に規定する特例について承認しようとするときは、市規則第8条に規定する資料として、少量危険物等特例適用申請書（第37号様式）を当該承認に係る関係者に提出するよう指導するものとする。

2 署長は、前項の規定による申請があったときは、必要と認めるものにあつては随時査察を行い、承認又は不承認の決定をして、その結果を少量危険物等特例適用決定通知書（第38号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 署長は、少量危険物等特例適用申請書に係る工事が完了するまでの間に行った指導の経過について記録するものとする。

（タンク及び安全装置の検査申出の処理）

第100条 署長は、市規則第18条第1項に規定するタンク等検査申出書の提出があつたときは、タンクの水压検査又は水張検査及び安全装置の機能検査を行うとともに、別に定めるところにより処理しなければならない。

2 署長は、市規則第18条第1項に規定するタンク等検査申出書に関し特に必要と認めるものにあつては、指導の経過を記録するものとする。

（しみ落とし作業等の防火指導）

第101条 署長は、条例第28条の2に規定するしみ落とし作業等を行っている場所の実態把握に努めるとともに、危険物等の貯蔵及び取扱いについて、同条に規定する基準により指導するものとする。

（危険物取扱者資格の取得勧奨）

第102条 署長は、次に掲げる者に対し、危険物取扱者の資格を取得するよう勧奨するものとする。

- (1) 条例第28条の2に規定するしみ落とし作業等に従事する者
- (2) 条例第58条第2項に規定する灯油の主たる取扱者

第2節 液化石油ガス

(液化石油ガスの意見書の交付)

第103条 署長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく消防署長の意見書交付申請要綱第2条（昭和54年9月28日付京都市消防局告示第1号）に規定する意見書交付申請書の提出があったときは、火災予防上必要と認めるときは随時査察を行い、意見書（第39号様式）を交付しなければならない。

(販売事業の登録等の通報)

第104条 署長は、京都府知事（以下「知事」という。）又は近畿経済産業局長若しくは経済産業大臣から液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第87条第1項又はガス事業法第47条の5第1項の規定による販売事業の登録等をした旨の通報又はこれに伴う通知を受けた場合において、火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施するものとする。

(措置の要請)

第105条 署長は、液石法第87条第2項の規定により知事に対して必要な措置を要請する必要があると認めるときは、局長に報告しなければならない。

- 2 局長は、前項の報告を受けたときは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく措置要請書（第40号様式）に必要な書類を添えて知事に要請しなければならない。

第106条 削除

第7章 雑則

(事業者に対する指導)

第107条 署長は、電気、ガス、石油等を使用する設備又は器具が異常に発熱し、燃焼すること等により、火災若しくは人命危険の発生又はそのおそれのある事案を認知したときは、これを局長に報告しなければならない。

- 2 局長又は署長は、前項の設備又は器具を製造し、販売している事業者に対し、内在する火災危険及び人命危険を排除するための方法又は情報の交換について指導するものとする。

(空き地の指導)

第108条 署長は、条例第25条第1項に規定する空き地の関係者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(空き家の指導)

第109条 署長は、条例第25条第2項に規定する空き家の関係者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(設備、器具等の報告)

第110条 署長は、次の各号のいずれかに該当する設備、器具等を発見したときは、その概要を局長に報告しなければならない。

- (1) 政令第37条に規定する検定を受けていない検定対象機械器具等及び政令第41条に規定する自主表示が付されていない自主表示対象機械器具等
- (2) J I S又は火災予防上これと同等以上の基準に適合しているものとして付与された証票が貼付されていないガス燃焼器具
- (3) 電気用品安全法第10条に規定する表示が付されていない電気用品
- (4) その他局長又は署長が火災予防上報告の必要があると認める設備、器具等
(急速充電設備設置届出書の提出指導)

第111条 署長は、条例第12条の2の規定により全出力が20キロワットを超え50キロワット以下の急速充電設備を設置しようとする者に対し、その設置に係る工事に着手しようとする日の5日前までに、急速充電設備設置届出書（第41号様式）を提出するよう指導するものとする。

2 署長は、第1項に規定する届出があった場合において、届出者に対し、当該届出書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導するものとする。

(届出の処理)

第111条の2 局長又は署長は、消防法令又はこの訓令に基づく届出（以下この条において「届出」という。）をしようとする者に対し、正副2通の届出書を提出するよう指導するものとする。

2 局長又は署長は届出があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 届出書の副本には、届出済印（第42号様式）を押印して返付すること。
- (2) 火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施すること。
- (3) 届出の内容及び前号の随時査察の結果、消防法令に適合していないと認めるとき又は火災予防上若しくは消防活動上支障があると認めるときは、届出者に対して指導を行うこと。
- (4) 前号の指導を行ったときは、指導の経過について記録すること。

3 市規則第10条第3項、第11条第2項及び第15条第4項に定める検査にあつては、前項第2号の随時査察をもって代えるものとする。この場合における審査結果の処理は第12条の、是正指導は第13条の例によるとともに、検査に係る届出書の副本の返付については、当該随時査察を実施した後に行うものとする。

(速報事項)

第112条 署長は、次の各号の一に該当するときは、その概要を局長に速報しなければならない。

- (1) 予防業務の執行に伴い消防職員が暴行又は妨害を受けたとき。
- (2) 予防業務の執行に伴い市民等の身体及び財産に損害又は損失を与えたとき。
- (3) 予防業務の執行に伴い要望、苦情等があったとき。
- (4) 予防業務の効果が特に顕著であると認められるとき。
- (5) その他局長又は署長が必要と認めるとき。

(係争事案等の対応)

第113条 署長は、管内の予防業務の執行に伴い、係争事案に発展し、若しくは発展するおそれのあるとき、又は損失補償若しくは損害賠償に係る事案が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、その内容を調査し、速やかに局長に報告するとともに、事後の対応について協議しなければならない。

(回報)

第114条 署長は、予防業務の執行に関し官公署等から照会があったときは、その内容を審査し、必要な事項を回報するものとする。

2 署長は、前項の規定による照会が民事訴訟法、刑事訴訟法若しくは弁護士法によるもの又はこれらに類するものであるときは、あらかじめ局長と協議しなければならない。

(施行の細目)

第115条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成8年2月7日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年2月3日京都市消防局訓令甲第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月19日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日京都市消防局訓令甲第3号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月27日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日京都市消防局訓令甲第8号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日京都市消防局訓令甲第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第91条第1項、第93条及び第94条第1項の改正規定は、平成13年1月1日から、第104条及び別表第2政令第3条第1項第1号口に規定する資格を有する者の項の改正規定は、同月6日から施行する。

(経過措置)

2 別表第2政令第3条第1項第1号口に規定する資格を有する者の項の改正規定の施行の日前に発行された改正前の別表第2に掲げる自治大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したことを証する書面又はその写しは、改正後の別表第2に掲げる総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したことを証する書面又はその写しとみなす。

附 則 (平成13年7月19日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年10月24日京都市消防局訓令甲第2号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月25日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日京都市消防局訓令甲第1号)
この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令甲第2号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日京都市消防局訓令甲第6号)
(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第4号様式の内紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成17年7月29日京都市消防局訓令甲第1号)
この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日京都市消防局訓令甲第4号)
この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日京都市消防局訓令甲第6号)
(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令の施行日以後に実施する防火管理講習の申込みその他必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成18年6月1日京都市消防局訓令甲第1号)
この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月13日京都市消防局訓令甲第5号)
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定並びに第55条第2項、第56条第3号、第63条の2(見出しを含む。)、第66条、第80条第1項、第89条第1項及び別表第2資格を有する書面の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令による改正後の京都市火災予防規程第85条の2の規定による必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置の承認等に関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成20年3月31日京都市消防局訓令甲第1号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1種対象物の項の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月27日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日京都市消防局訓令甲第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月12日京都市消防局訓令甲第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日京都市消防局訓令甲第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年8月1日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月5日京都市消防局訓令甲第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日京都市消防局訓令甲第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月9日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日京都市消防局訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第29号様式による用紙は、平成29年4月30日までの間、これを使用する

ことができる。

附 則 (平成30年3月29日京都市消防局訓令甲第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日京都市消防局訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第29号様式による用紙は、平成31年6月30日までの間、これを使用することができる。

附 則 (令和2年3月26日京都市消防局訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第29号様式による用紙は、令和2年6月30日までの間、これを使用することができる。

附 則 (令和2年12月25日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日京都市消防局訓令甲第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に現に掲げている制札については、当分の間、署長は、維持に関して必要な措置を講じるものとする。

別表第1（第6条関係）

区分	範 囲
第1種対象物	(1) 政令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物 (2) 政令第4条の2の4に規定する防火対象物 (3) 検証対象物を有する防火対象物 (4) 法第10条第1項に規定する製造所又は法第14条の2第1項の規定により予防規程を定めなければならない貯蔵所若しくは取扱所（危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定するものを除く。）を有する防火対象物 (5) 世界文化遺産対象物 (6) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物
第2種対象物	第1種対象物以外のもので、次に掲げるもの (1) 法第8条第1項又は法第8条の2第1項に規定する防火対象物 (2) 法第10条第1項に規定する貯蔵所又は取扱所を有する防火対象物 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第3種対象物のうち署長が必要と認める防火対象物
第3種対象物	第1種対象物及び第2種対象物以外のもので、次に掲げるもの (1) 法第17条第1項又は条例第5章の規定により、消防用設備等（非常警報器具、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物 (2) 火取法に定める製造所、販売所及び火薬庫並びに火薬類取締法施行規則の規定に基づき市長が指示する安全な場所を有する防火対象物 (3) 高压法に定める製造施設（同法第5条第2項の第二種製造者が行うもののうち、在宅酸素療法に用いる酸素供給設備を除く。）、貯蔵所、販売所、特定高压ガス消費施設又は容器検査所を有する防火対象物 (4) 液石法に定める貯蔵施設又は特定供給設備を有する防火対象物 (5) 特定文化財対象物 (6) 指定数量の5分の1未満の危険物（引火点40℃以上のものを除く。）を作業の工程に使用する政令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物 (7) アーケード (8) 旅館業施設（旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けて旅館業を営む施設）又は届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出を行い住宅宿泊事業を営む住宅）を有する防火対象物 (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、署長が必要と認める防火対象物
第4種対象物	第1種対象物、第2種対象物及び第3種対象物以外のもので、次に掲げるもの（政令別表第1(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。） (1) 在宅避難困難者が居住する防火対象物 (2) 少量危険物取扱所を有する防火対象物 (3) 指定数量の5分の1未満の危険物（引火点40℃以上のものを除く。）を作業の工程に使用して家内労働を行っている防火対象物 (4) 伝統的建造物群保存地区に存する防火対象物 (5) (1)から(4)までに該当しない防火対象物

別表第2（第26条関係）

資格者の区分	資格を証する書面
政令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イに規定する資格を有する者	規則第2条の3第5項に規定する修了証の写し、都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し又は市規則第3条に規定する証明書の写し
政令第3条第1項第1号ロに規定する資格を有する者	総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したことを証する書面又はその写し及び1年以上防火管理の実務経験を有することを証する書面
政令第3条第1項第1号ハに規定する資格を有する者	消防士長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第2条第1項第1号に規定する資格を有する者	労働安全衛生規則第4条第2項に規定する安全管理者の選任報告の写し
規則第2条第1項第1号の2に規定する資格を有する者	規則第4条の2の4第4項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の写し
規則第2条第1項第2号に規定する資格を有する者	危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第48条の3に規定する危険物保安監督者選任届出書の写し
規則第2条第1項第3号に規定する資格を有する者	鉱山保安法第22条第3項に規定する保安管理者であることを証する書面
規則第2条第1項第4号に規定する資格を有する者	係長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第2条第1項第5号に規定する資格を有する者	巡査部長又はこれに準じる職以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第2条第1項第6号に規定する資格を有する者	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第5号）による改正前の建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第6条に規定する建築主事資格検定合格証書又は建築士法施行規則第2条に規定する一級建築士免許証の写し及び1年以上防火管理の実務経験を有することを証する書面
規則第2条第1項第7号に規定する資格を有する者	市町村の消防団員で班長以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第2条第1項第8号に規定する資格を有する者	認定された者であることを証するに足りる書面

別表第2の2（第37条関係）

資格者の区分	資格を証する書面
政令第4条の2の8第3項第1号に規定する資格を有する者	規則第4条の2の14第4項に規定する修了証の写し又は都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第4条の2の8第3項に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し
規則第4条の2の13第1項第1号に規定する資格を有する者	消防士長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第4条の2の13第1項第2号に規定する資格を有する者	市町村の消防団員で班長以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第4条の2の13第1項第3号に規定する資格を有する者	認定された者であることを証するに足りる書面

別表第2の3（第38条関係）

資格者の区分	資格を証する書面
政令第47条第1項第1号に規定する資格を有する者	規則第2条の3第5項に規定する修了証の写し、都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第3条第1項イに規定する防火管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し、市規則第3条に規定する証明書の写し又は総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業したことを証する書面若しくはその写し及び1年以上の防火管理の実務経験を有することを証する書面並びに規則第51条の7第6項に規定する修了証の写し又は都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第47条第1項に規定する防災管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し
政令第47条第1項第2号に規定する資格を有する者	総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したことを証する書面又はその写し並びに1年以上の防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有することを証する書面
政令第47条第1項第3号に規定する資格を有する者	消防士長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第1号に規定する資格を有する者	労働安全衛生規則第4条第2項に規定する安全管理者の選任報告の写し
規則第51条の5第1項第1号の2に規定する資格を有する者	規則第51条の12第3項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の写し
規則第51条の5第1項第2号に規定する資格を有する者	危規則第48条の3に規定する危険物保安監督者選任届出書の写し
規則第51条の5第1項第3号に規定する資格を有する者	鉱山保安法第22条第3項に規定する保安管理者であることを証する書面
規則第51条の5第1項第4号に規定する資格を有する者	係長又はこれに準じる職以上の職に1年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第5号に規定する資格を有する者	巡査部長又はこれに準じる職以上の職に3年以上あったことを証する書面
規則第51条の5第1項第6号に規定する資格を有する者	建基令第6条に規定する建築主事資格検定合格証書又は建築士法施行規則第2条に規定する一級建築士免許証の写し並びに1年以上の防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有することを証する書面

規則第51条の5第1項第7号 に規定する資格を有する者	市町村の消防団員で班長以上の職に3年以上あった ことを証する書面
規則第51条の5第1項第8号 に規定する資格を有する者	認定された者であることを証するに足りる書面

別表第3（第31条関係）

政令別表第1の区分	検証対象物の範囲
(5)項イに掲げる防火対象物	<p>(1) 地階を除く階数が3以上の防火対象物のうち、3階以上の階に(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分が存するもの</p> <p>(2) 地階を有する防火対象物のうち、当該地階に(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第38条の4第1項の規定により表示マーク等を交付した防火対象物</p>
(6)項イに掲げる防火対象物	<p>(1) 地階を除く階数が3以上の防火対象物のうち、3階以上の階に病院の用途に供する部分が存するもの</p> <p>(2) 地階を有する防火対象物のうち、当該地階に病院の用途に供される部分が存し、かつ、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p>
(6)項ロに掲げる防火対象物	<p>(1) (6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p>
(16)項イに掲げる防火対象物	<p>(1) 地階を除く階数が3以上の防火対象物のうち、3階以上の階に(5)項イ又は(6)項イ（病院の用途に供するものに限る。）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該用途ごとの部分の収容人員の合計が30人以上の当該用途部分</p> <p>(2) 地階を有する防火対象物のうち、当該地階に(5)項イ又は(6)項イ（病院の用途に供するものに限る。）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該用途ごとの部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の当該用途部分</p> <p>(3) (6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該部分の収容人員の合計が10人以上及び床面積の合計が1,000平方メートル以上の当該用途部分</p> <p>(4) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第38条の4第1項の規定により表示マーク等を交付した防火対象物</p>

別表第4（第44条関係）

区 分	火災注意報	火災警報
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 掲示板又は懸垂幕の掲出 (2) 広報車等による巡回広報の実施 (3) 自主防災組織等への情報提供 (4) その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 掲示板又は懸垂幕の掲出 (2) 広報車等による巡回広報の強化 (3) 自主防災組織等への情報提供 (4) 査察の強化 (5) 消防活動障害排除の実施 (6) その他必要な事項
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 初期消火器具の点検 (2) 屋外又は火気取扱場所付近の可燃物の整理及び除去 (3) 消防活動の障害となる物品の整理及び除去 (4) 消防用設備等の点検及び整備 (5) 自衛消防体制の確認 (6) 火気取扱設備の再点検 (7) その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 初期消火器具の点検 (2) 屋外又は火気取扱場所付近の可燃物の整理及び除去 (3) 消防活動の障害となる物品の整理及び除去 (4) 消防用設備等の点検及び整備 (5) 自衛消防体制の確認 (6) 火気取扱設備の再点検 (7) 条例第30条各号に掲げる事項 (8) その他必要な事項